

2023年度 保存版
【別冊】

富士フイルムグループ団体保険のご案内

重要事項説明書

「団体損害保険」

三井住友海上火災保険株式会社

P 1 ~ P 40

「社員グループ保険」・「積立年金保険」

日本生命保険相互会社

P 41 ~ P 54

「医療保険 入院保障保険（プライム 60）」

アクサ生命保険株式会社

P 55 ~ P 61

この冊子には富士フイルムグループ団体保険の加入手続きのための健康状況告知書質問事項や保障（補償）内容に関する大切な事柄が記載されています。お手続きの前に商品パンフレットとあわせてご一読いただき、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。
なお、「商品パンフレット」と「別冊」は各商品の保険期間終了まで必ず保管ください。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

※印を付した用語については、P21～P23の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケガ保険 (1A・2A・1B・2B・1C・2C)	傷	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用時の運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん) *によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 「補償対象外となる運動等」 山岳登山* ^(*)1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機* ^(*)2) 操縦* ^(*)3) 、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機* ^(*)4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。) をいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。 (*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
		傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
		傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
		傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 ①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合					
ケガ保険 (1A・2A・1B・2B・1C・2C)	傷	傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭 (じん) 帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	(前ページと同じ) 傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。					
		【特約の説明】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>セットする特約</th> <th>特約の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)</td> <td>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に行う暴力的行動をいいます。</td> </tr> <tr> <td>就業中の傷害危険対象外特約 (1A・2Aプラン)</td> <td>職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。</td> </tr> <tr> <td>天災危険補償特約 (1A・2A・1B・2B・1C・2Cプラン)</td> <td>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table>		セットする特約	特約の説明	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に行う暴力的行動をいいます。	就業中の傷害危険対象外特約 (1A・2Aプラン)
セットする特約	特約の説明							
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に行う暴力的行動をいいます。							
就業中の傷害危険対象外特約 (1A・2Aプラン)	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。							
天災危険補償特約 (1A・2A・1B・2B・1C・2Cプラン)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。							

ケガ保険



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】 三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E・8I・8H・8F)	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ● 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(1,095日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害(*1)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)* ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ● 妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	● 原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E・8I・8H・8F)	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 (8Fを除く) ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) 疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ● 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ● 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(前ページからの続き) (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 「疾病入院」の状態が、免責期間*(0日)を超えて継続した場合 疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注) および(*5)の「病気を補償するプラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
	疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 (8Eのみ) ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 ① 「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ② 「疾病入院」の状態が365日を超えた場合 疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照 「疾病入院」の状態が90日以上となった場合 疾病長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数*が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数*(1,095日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。		

病
気
保
険

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E・8I・8H・8F)	疾病手術費用保険金 ★疾病手術に伴う費用補償特約 ☆疾病手術臨時費用対象外特約 ☆特定精神障害補償特約	疾病手術費用保険金	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。
	保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中(*)に、医師*による健康保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合。 (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)が満了するまでの間に限ります。	疾病入院の期間中(*)に発生した次の費用のうち被保険者が負担した費用をお支払いします。ただし、ア. からウ. までの費用の合計は、1回の疾病入院*につき疾病手術費用保険金額を限度とします。 ア. 手術日以降の入院中の治療*に要した費用 イ. 手術日以降の病院または診療所のベッドまたは病室の使用料 ウ. 医師*の指示により、手術のため入院*中の病院または診療所より、他の病院または診療所へ移転するための移転費 (医師または看護師が付き添うことを要する場合には、その費用を含みます。また、手術後に入院中の病院または診療所へ再移転するための費用を含みます。) (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)が満了するまでの間に限ります。 (注1) 次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ● 公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*から給付される費用 ● 加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気(*)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (8E)	葬祭費用保険金 ★葬祭費用補償特約	葬祭費用保険金	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ● 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● P 1 の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ● 保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害* (1) およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気 (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(2) ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気 (加入者証等に記載されます。)* により入院*された場合 など (注) 保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気(*)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*(4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (*1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (*2) 葬祭費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (*3) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*4) 365日を限度とします。
	補償対象者(*)が次の①~③のいずれかに該当され、補償対象者の親族*が葬祭費用を負担された場合 ① 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② 保険期間の開始時以降(*)に発病*した病気*のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③ このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気*(3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間*が満了するまでの間(*)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限りです。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償するプランに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*(3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気*(3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (*2) 葬祭費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (*3) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*4) 365日を限度とします。	補償対象者の親族*が葬祭費用を負担することによって被損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

病
気
保
険

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オプションS)	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	病気の治療のため先進医療を受けた場合、P3~P4の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気*(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ケガの治療のため先進医療を受けた場合は、以下にあてはまるときは保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P1の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P13の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オプションK2)	親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット(K2のみ)	親介護一時金の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。
	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(K2:要介護2以上の状態、K:要介護3以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP32の<代理請求人について>をご覧ください。		

団体総合生活補償保険(MS&AD型)



病
気
保
険

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オ プ シ ョ ン K 2)	<p>介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護による休業補償特約用) セット</p>	<p>介護による休業補償保険金額 × てん補期間内 介護による休業期間*の月数</p> <p>(注1) 介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2) 休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注3) てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注4) 免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者*の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。</p> <p>(注5) 複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものと取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注6) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</p> <p>●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態</p> <p>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態 (ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態 (ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態 (テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。</p> <p>(*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>
	<p>保険期間中に、要介護状態 (要介護2以上の状態)*である介護対象者*を介護するために、被保険者が介護による休業*を93日 (免責期間*)を超えて取得した場合</p> <p>(注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>		

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (8E・8I・8H・8Fプラン)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20 に変更します。

(☆) 疾病保険金 (疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気*を補償するプラン(*1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*2)の原因となった病気(*3)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*3)を発病した時が、その病気による入院(*2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1) 疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*3) 疾病入院(*2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

病
気
保
険



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約		P1ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	
傷害後遺障害保険金	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約		●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人 (家事使用人を除きます。) が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両 (ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
	P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	
日常生活賠償保険金	日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約		
	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)	
	ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
	(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。) を被保険者としてします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。		

賠償保険 (5F)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任保険金	受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約		
	保険期間中で、受託物(*1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(*2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人 (レンタル業者を含みます。) から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P20の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。) を被保険者としてします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(*1) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(1回の事故につき5,000円)	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使 (差し押え・没収・破壊等) による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故 (故障等) による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹 (ひょう)、砂塵 (じん) その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶 (原動力がもっぱら人力であるものを含まない。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 (収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P20の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害

賠償保険 (5F)

賠償保険

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】 三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	●10G 家族型への変更に関する特約 <家族型への変更に関する特約をセットする場合> 追加される事由 ●下記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ 除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
携行品損害保険金	携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	損害の額 - 免責金額* (1回の事故につき3,000円)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使 (差し押え・没収・破壊等) による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障 (故障等) による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 (テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P20の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害
	携行品損害保険金 (盗難・破損・火災など) により、携行品(*1)に損害が発生した場合	(注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落 (格落損) は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等 (鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。) もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
【特約の説明】			
セットする特約		特約の説明	
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	
家族型への変更に関する特約 (10Gプラン)		被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金	ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額* (0円)	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人 (ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。) が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両 (ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害
	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物 (ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。) を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限りま)。を被保険者としま。	(注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	
傷害死亡保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額	傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん)* によって発生した肺炎
傷害後遺障害保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)	(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

携行品保険 (10F・10G)

ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

携行品保険
ゴルファー向け

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B) 団体総合生活補償保険	傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (180日) が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (180日) に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (180日) が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (180日) に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)
	傷害手術保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間* (180日) 中に手術*を受けられた場合 1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B) 団体総合生活補償保険	傷害通院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭 (じん) 帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (180日) が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (90日) に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P14 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)
	ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)[「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額 (被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)*をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外のある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 (ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 (テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者 (同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用 (ただし、保険金額の10%が限度となります。)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*1)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
	②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に (公式競技の場合は同伴競技者は不要です。) プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限りです。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	(*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者 (同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用 (ただし、保険金額の10%が限度となります。)
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者 (同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用 (ただし、保険金額の10%が限度となります。)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*1)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ

団体総合生活補償保険 (標準型) ゴルファー向け保険 (6F)

保
険
向
け

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容
<p>＜ご注意＞</p>
<p>被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。</p> <p>補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。</p> <p>補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。</p> <p>(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。</p>

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
長期収入サポートプラン (A)	団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 $\text{支払基礎所得額*} \times \text{所得喪失率*} \times \text{約定給付率* (100\%)} \text{ (注1)}$ (注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害*である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額* (250,000円) を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額*に約定給付率*を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*) ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 (次ページへ続く)
		身体障害*により、就業障害*となった場合	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害(*1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害(*2) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(*3) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚症状のない感染による就業障害(*4) など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気(*5)等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
長期収入サポートプラン (A)	団体長期障害所得補償保険金	(前ページからの続き) ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページからの続き) (*1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (*2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*3)「精神障害補償特約」がセットされているため、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*6)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99 (*4)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (*5)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*6)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。

補償対象外となる主な「携行品」
 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

補償対象外となる主な「受託物」
 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、P1の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など



サポートプラン
長期収入

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

【※印の用語のご説明】

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者※または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
 - (*)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として保険証券に記載された者をいいます。
- 「介護による休業」とは、要介護状態（要介護2以上の状態）※である介護対象者※を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第11条に定める休業(*)をいいます。
 - (*)これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態（要介護2以上の状態）となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 - (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 - 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 - 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 - 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 - 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 - (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
 - 肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、1口あたり保険金額 × 加入口数 によって算出した額となります。

- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金　・傷害通院保険金　・疾病入院保険金　・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金　・傷害通院保険金　・疾病入院保険金　・疾病通院保険金

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為(*2)
 - (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

- ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の動案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、介護による休業保険金の免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。(病気保険（親の介護による休業補償特約）)
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いとする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
 - 「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間※にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。(長期収入サポートプラン)
- 「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間※内における介護による休業※の期間（月数）をいい、次の場合を含みません。
 - ①介護対象者※が要介護状態（要介護2以上の状態）※に該当しなくなった場合
 - ②被保険者が離職(*)した場合
- (*)勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。

【※印の用語のご説明】の続き

- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*1)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{（年間収入額（*1））} - \text{（働けなくなったことにより支出を免れる金額（*2））}}{12 \text{（か月）}}$$

- （*1）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- （*2）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- 「平均月間定期所得額」とは、免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。（病気保険）

適用される保険金の名称
・ 疾病入院時一時金 ・ 介護による休業補償保険金

- 「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。（長期収入サポートプラン）
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。
<K2プラン>
- 「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
<Kプラン>
- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

【重要事項のご説明】 この書面では、この保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

<契約概要のご説明>

(団体総合生活補償保険 (標準型)・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフアー向け保険 (6F)		

この保険は、被保険者 (補償の対象者) が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	-	-
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族 (本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子 (本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	本人(*2)

(*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(*2)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

ゴルフアー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

この保険は、被保険者 (補償の対象者) が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフアー賠償責任保険特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフアー傷害補償特約	本人(*1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	

(*1)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

病氣保険

この保険は、被保険者 (補償の対象者) が病気になる場合 (疾病補償特約等をセットした場合) 等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象)
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方
疾病入院時一時金補償特約	●保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方
疾病退院時一時金補償特約	●健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病長期入院時保険金補償 (90日ごと用) 特約	
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	本人(*)の親族 (6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*)は、次のすべてに該当する方となります。 ●保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方

次ページに続いております→

	●健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*)の親 (姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込書の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ●保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ●健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人(*) (注)介護対象者 (介護を受ける方) の範囲は、本人の親 (姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込書の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ●保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ●健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(*)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

長期収入サポートプラン

この保険は、被保険者 (補償の対象者) がケガまたは病氣により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入 (所得) を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込書の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP1~P23のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合 (支払事由) と保険金のお支払額 (お支払いする保険金の額)

P1~P23をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由)

P1~P23をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P1~P23をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフアー向け保険 (6F)		

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等 (ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

ケガ保険	病氣保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフアー向け保険 (6F・6E・6D・6A・6B)		

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

●保険金額は被保険者 (補償の対象者) の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

長期収入サポートプラン

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込書等にてご確認ください。

支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
- 健康保険、共済保険の加入者 (給与所得者など): 50%

2. 保険料

保険料は下記によって決定されます。

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフアー向け保険 (6F)		

保険金額・保険期間・お仕事の内容 (「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしたご契約の場合を除きます。) 等

ゴルフアー向け保険 (6E・6D・6A・6B)

保険金額・保険期間等

病氣保険

保険金額・被保険者 (補償の対象者) の方の年齢・保険期間等

長期収入サポートプラン

支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等

お客さまが実際にご加入いただく (お支払いいただく) 保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

商品パンフレットP4をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっております。(長期収入サポートプランを除く)

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退 (解約) に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」(P29)をご参照ください。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

<注意喚起情報のご説明>

(団体総合生活補償保険 (標準型)・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務 (ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者 (補償の対象者) には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」… (ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険 (6F))
(*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
 - ②他の保険契約等(*)に関する情報… (ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・長期収入サポートプラン)
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。(長期収入サポートプラン以外)
 - (*)同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等 (所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等) をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。(長期収入サポートプラン)
 - ③被保険者の「生年月日」「年令」… (病気保険)
 - 被保険者の「生年月日」「年令」「性別」… (長期収入サポートプラン)
 - ④被保険者の健康状況告知… (病気保険・長期収入サポートプラン)
- (注)告知事項の回答にあたっては「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【健康状況告知について】 (長期収入サポートプラン)

- 被保険者 (補償の対象者) の健康状況に関する質問事項 (健康状況告知書質問事項) に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- 健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気 (発病日は医師の診断(*2)によります。) または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱い(*3)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。
 - ①新規加入の場合、その被保険者が加入日前 12 か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の診療(*4)を受けていなかったとき
 - ②継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡して 12 か月以前であるとき
- 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- (*) 1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
 - (*) 2) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
 - (*) 3) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。
 - (*) 4) 診察または治療のための服薬を含みます。

(2) 通知義務等 (ご加入後にご連絡いただく事項)

ケガ保険 賠償保険 携行品保険
ゴルフ向け保険 (6F)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手 (競輪選手)、モーターボート (水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

次ページに続いております→

(3) その他の注意事項

ケガ保険 病気保険 賠償保険
携行品保険
ゴルフ向け保険 (6F・6E・6D・6A・6B)

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以上に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者 (ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B) の場合は、ゴルフ向け傷害補償特約の被保険者) が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - 引受保険会社に保険金 (ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B) の場合は、ゴルフ向け傷害補償特約に基づく保険金) を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に (ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B) の場合は、ゴルフ向け傷害補償特約) の解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。
(注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への

解約請求があった場合には、保険契約者は次の a. または b. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約(*)を解約すること

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。
(ゴルフ向け保険 (6E・6D・6A・6B) の場合は「保険契約」を「ゴルフ向け傷害補償特約」と読み替えます。)

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (標準型) 日常生活賠償特約 団体総合生活補償保険 ゴルフ賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 (標準型) 団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・ アルバトロス費用補償特約

長期収入サポートプラン

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以上に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等 (所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。) をいいます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

- ご加入後、直前 12 か月における被保険者の所得の平均月額額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の 12 か月における被保険者の所得の平均月額額まで減額することができます。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者と

次ページに続いております→

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

の別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■補償重複

ご加入にあたっては、被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(*) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、商品パンフレットP4記載の方法により払込みください。商品パンフレットP4記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) 等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P1～P23をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険においては協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

ケガ保険	病気保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフファー向け保険 (6F・6E・6D・6A・6B)		

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

長期収入サポートプラン

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、商品パンフレットP4記載の方法により払込みください。商品パンフレットP4記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(長期収入サポートプランを除く)

6. 失効について

ケガ保険	病気保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフファー向け保険 (6F・6E・6D・6A・6B)		

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

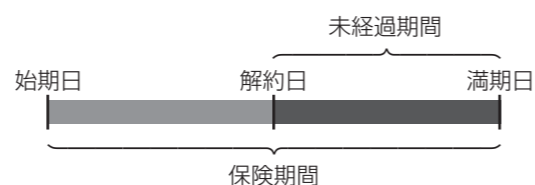
長期収入サポートプラン

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。長期収入サポートプランの場合は、追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P34をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P33をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

病気保険 長期収入サポートプラン

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 病気保険の場合は、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型)、団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

病気保険

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。

- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

長期収入サポートプラン

- ① 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受できない場合があります。
- ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いしないことがあります。
- ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

保険サービスセンター ライフサポートグループ

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL 03 - 6300 - 6745 フリーダイヤル 0120 - 553 - 053

(受付時間：土日・祝日を除く 平日 10:00～14:00)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120 - 632 - 277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間 365日 事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120 - 258 - 189 (無料)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求 WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細は WEB 画面をご覧ください。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)】 0570 - 022 - 808

- 受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

(1) この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をした場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

(2) 加入資格者の範囲

<お申込人となれる方の範囲> ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・長期収入サポートプラン

お申込人となれる方は富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

<被保険者となれる方の範囲>

●**ケガ保険・病気保険・ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）**で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方、およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

（注）ケガ保険（1A・2A）は役員、従業員、準社員、嘱託の方のみ、病気保険（K2の特約区分2・3）は従業員の方のみがご加入いただけます。

●**病気保険**の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で生後15日以上～満79才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●**賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険（6F）・長期収入サポートプラン**で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

上記の被保険者が加入されると、日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金、ならびに携行品保険（**10G**）については以下の方も補償の対象となります。

●上記被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族（本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）、別居の未婚の子。（同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生のおきにおけるものをいいます。）

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●**長期収入サポートプラン**の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で満15才～59才の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

(3) ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(4) 病気保険について

●継続加入の方は原因発生日（発病日）が2023年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2023年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなる場合があります。

●原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。

●「病気保険」では、疾病・症状一覧表（P39～P40）のA欄に該当する方の新規加入はお引受けできません。また、B欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一の疾病・症状群の疾病・症状および医学上因果関係のある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、継続時に、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただける場合があります。（詳細は、P36～P38「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

(5) 自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

(6) 保険料・保険金額について

前年度ご加入いただいた被保険者の人数（等）に従って割（増）引率が適用されます。

(7) 事故発生時の注意事項

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 休業・所得証明書（長期収入サポートプランの場合）
- 所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）（長期収入サポートプランの場合）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●賠償保険、携行品保険、ゴルフ向け保険、団体長期障害所得補償保険等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険、団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。



留意点

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】 三井住友海上

●法律上の賠償責任について

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフアー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフアー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(8) ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(9) ●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数（長期収入サポートプランの場合は就業障害である期間）の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(10) ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋



上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

引受保険会社は次年度のこの保険引受の審査のため、この保険の契約における保険金請求情報を富士フィルムホールディングス株式会社に提供することがあります。

(11) 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフアー向け保険（6F）

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

ゴルフアー向け保険（6E・6D・6A・6B）

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
- 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

病気保険

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

長期収入サポートプラン

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

税法上の取扱い（2022年10月現在）

*「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

病気保険

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

長期収入サポートプラン

- 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。（注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆ 「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆ 「長期収入サポートプラン【団体長期障害所得補償保険】（定額型）のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆ 「健康状況告知をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険（MS&AD型）・団体長期障害所得補償保険
健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

病気保険

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
(*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

長期収入サポートプラン

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
(*) 支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。
(注) 告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。(病気保険)
(インターネットでお手続きされる場合は、お申込人が被保険者のご回答を代理して告知ください。)

病気保険

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約【親介護】	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ● 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記載してください。
親の介護による休業補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本補償部分の被保険者（子）が回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、介護対象者（親）に質問事項をご説明のうえ、記入ください。 ● 介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄に記載してください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

病気保険

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ② ご加入はお引受できません。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入はお引受できません。
葬祭費用補償特約	
親介護一時金支払特約【親介護】	
親の介護による休業補償特約	

長期収入サポートプラン

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。
① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
② ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

留意点

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

病気保険	
特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1)同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時をいいます。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

長期収入サポートプラン

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(発病日は医師の診断(*2)によります。)または発生した事故

によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。
①新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療(*4)を受けていなかったとき
②継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*2)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (*3)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。
- (*4)診察または治療のための服薬を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

病気保険	
特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
葬祭費用補償特約	
先進医療費用保険金補償特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	
親の介護による休業補償特約	

長期収入サポートプラン

継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

- 【ご注意】
◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

病気保険(基本補償)・長期収入サポートプラン 健康状況告知書質問事項

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」「団体長期障害所得補償保険」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。(*1)
- (*1)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問①および質問②に関する告知は不要です。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎*、花粉症* ●アトピー性皮膚炎* ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ* ※ただし、P39～40の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。 ●妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開(質問③には告知いただく必要があります。)(長期収入サポートプランのみ)
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの	●かぜ*、感冒*、インフルエンザ* ※入院、手術のないものに限りです。 ●P39～40の「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩(病気保険のみ)

質問①	過去3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 (長期収入サポートプランは妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みません。) (上記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。)	はい	質問①または質問②のいずれか1つでも「はい」がある方 P39～40の「疾病・症状一覧表」の中で、該当する疾病・症状をご選択ください。(P40注あ) <選択された疾病・症状がA欄の疾病・症状に該当する場合>お引受できません。 <選択された疾病・症状がB欄の疾病・症状に該当する場合>特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でお引受します。 ●加入申込票の「該当疾病」欄の「B欄」に〇印のうえ、該当する疾病コードを「特定疾病対象外欄」にご記入ください。(具体的な疾病・症状名の記載は不要です。) ●次の疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。 ①このコードに属するA・B欄すべての疾病・症状(P40注い) ②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状(P40注う)
質問②	次のいずれかに該当しますか。 ①過去3年以内に、病気またはケガにより、医師による手術、または初診から終診(注1)までの期間が14日以上となる医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。 (長期サポートプランは妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みません。) (上記別表<告知対象外となる傷害・疾病一覧>記載の傷害や疾病等を除きます。) ②これまでに、医師に悪性新生物(がん)(注2)と診断されたことがある。 (注1)終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。(治療の必要はないが、定期的に経過観察(診察・検査)の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。 (注2)上皮内新生物を含みます。		
質問③	満16才以上の女性のみにお答えください。男性・長期収入サポートプランのみにご加入の方はご記入不要です。 現在、妊娠していますか。	はい	質問③に対する回答が「はい」の場合 「疾病・症状一覧表」の妊娠・出産にかかる疾患のうち、告知日時点における妊娠によるもの、およびこれと医学上因果関係がある疾病・症状(P40注う)については保険金をお支払いしない条件でお引受します。 ●「特定疾病対象外欄」に「Q2」をご記入ください。

いいえ

質問①から質問③に対する回答に1つも「はい」が無い場合、お引受します。

病気保険(オプション親介護一時金・休業補償) 健康状況告知書質問事項

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「親介護一時金支払特約」または「親の介護による休業補償特約」をセットするプランにお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方(*1)(特約被保険者または介護対象者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(*2)また、ご確認方法を選択してください。
- (*1)基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。
- (*2)「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(*1)を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下記の質問①～④のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、ご加入をお引受できません。

質問①	次のいずれかの項目に該当していますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
質問②	医師により「認知症」または「次のいずれかの病気」と診断されたことがありますか。 (現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。) 統合失調症・気分障害(躁病、うつ病、躁うつ病、反応性抑うつ等)、神経症、自律神経失調症、拒食症、不眠症、適応障害
質問③	現在、入院中または療養のため就床中ですか。
質問④	P39～40の「疾病・症状一覧表」記載の病気や症状と診断されたことがありますか。 (現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。)
確認方法	特約被保険者・介護対象者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。 (複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に〇印をしてください。) (選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

留意点

疾病・症状一覧表（病気保険（基本補償）、長期収入サポートプラン用）

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘻）、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息*、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）	腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3		尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病

病名・症状一覧表（病気保険（オプション親介護一時金・休業補償））

分類	疾病・症状
脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形 ●眼底出血*（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症 等）*外傷性を除きます。
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞 等） ●不整脈*（心房細動、心房粗動、心室頻拍、期外収縮 等）*治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます。 ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等） ●心内膜炎 ●冠不全 ●心肥大（心室肥大 等） ●心不全 ●心筋症 ●大動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD） ●肺気腫 ●肺線維症 ●気管支喘息* ●終診した小児喘息を除きます。 ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症 等）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症 等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア（感染者）を含みます。

職種コード一覧（注1）

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名(カナ)	職種級別
01	技術者（技師、監督を含みます。）	ギジュツシャ	A
02	教員	キョウイン	A
03	保健医療従事者	ホケンイリョウジュウジシャ	A
04	芸術家、芸能家	ゲイジュツカ・ゲイノウカ	A
05	職業スポーツ家	シヨクギョウスポーツカ	(注1)
06	その他の専門的職業従事者	センモンシヨクギョウジュウジシャ	(注1)
11	事務従事者	ジムジュウジシャ	A
21	販売従事者	ハンバイジュウジシャ	A
31	農林業作業	ノウリンギョウサギョウシャ	B
36	漁業作業	ギョギョウサギョウシャ	B
41	採鉱・採石作業	サイコウ・サイセキサギョウシャ	B

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名(カナ)	職種級別
51	自動車運転者（助手を含みます。）	ジドウシャウンテンシャ	B
52	船舶関係従事者（漁労船以外の船舶乗船者）（モーターボート競争選手を除きます。）	センバクカンケイジュウジシャ	A
53	航空機関係従事者（航空機搭乗者）	コウクキカンケイジュウジシャ	A
54	その他の運輸従事者（注2）	ソノタノウンユジュウジシャ	A
55	通信従事者（船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。）（注3）	ツウシンジュウジシャ	A
61	金属製造加工作業者	キンゾクセイゾウカコウサギョウシャ	A
62	電気機械器具組立・修理作業	デンキキカイギサギョウシャ	A
63	輸送機械組立・修理作業	ユソウキカイサギョウシャ	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業	ケイキ・コウガクキサギョウシャ	A
65	その他の機械組立・修理作業	ソノタノキカイサギョウシャ	A

注あ 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。
 注い (例) 不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。
 注う (例) 疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞（疾病コードA0）になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気（高血圧症など）との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。
 〈ご注意〉 特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。
 詳細は募集パンフレットをご確認ください。

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
感染・寄生虫	G0	結核（腎結核を除きます。）	腎結核
	G1		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎*
	G2		※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
	G4		淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病* ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症皮膚の疾患	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）* ※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害*1、ストレス関連障害*2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。	
妊娠・出産にかかる疾患（病気保険のみ）	Q1 ^注		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2 ^注		上記〔Q1〕の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

（注）「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合に、「Q2」は質問3に該当する場合に、それぞれご記入ください。

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】

加入申込票の「特定疾病対象外欄」の“疾病コード・疾病名称”に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名（カタカナ）」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。（例）「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

分類	疾病・症状
筋・骨格系の病気等	●筋ジストロフィー症 ●骨髄炎 ●骨粗しょう症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫）* *上皮内新生物は含みません。
その他	●糖尿病（インシュリンの投与を受けている場合に限りま。） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限りま。） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます。） ●アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ビック病 ●アルコール依存症 ●薬物依存症 ●早老症（ウェルナー症候群 等） ●閉塞性動脈硬化症（ASO） ●正常圧水頭症 ●シェーグレン症候群 ●成人スティル病 ●アレルギー性肉芽腫血管炎 ●側頭動脈炎 ●抗リン脂質抗体症候群 ●好酸球性筋膜炎 ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（http://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。）

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名(カナ)	職種級別
77	定置機関・機械および建設機械運転作業	テイチ・ケンセツキカイウンテンサギョウ	A
78	電気作業	デンキサギョウシャ	A
79	その他の技能工・生産工程作業	ギノウコウセイサンコウテイサギョウ	A
81	保安職業従事者	ホアンシヨクギョウジュウジシャ	A
86	サービス職業従事者	サービスシヨクギョウジュウジシャ	A
91	有識者以外（主婦・学生等）	ユウシヨクシャイガイ	A

（注1） 職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

（注2） 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。）を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

（注3） 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。）を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

	社員グループ保険	積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)
効力発生日	●効力発生日：2023年4月1日	●加入（増額）日：2023年5月1日 (ただし、半年払（賞与払）の保険料部分の加入（増額）日は2023年7月1日です。)
加入資格	以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」（ウェブ手続き対象の方は、インターネット（ウェブサイト）に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。 《本人》富士フィルム(株)および関連会社に在職する役員（執行役員・フェロー・顧問・参与を含みます。）・社員（出向者を含みます。）・嘱託員・シニアスタッフおよび傭人の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下（昭和27年10月2日以降生まれ）の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下（昭和22年10月2日以降生まれ）の方。 《配偶者》上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下（昭和27年10月2日以降生まれ）の方。 ※民法改正の経過措置により、2022年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下（昭和22年10月2日以降生まれ）の方。 《子ども》上記本人の扶養する子ども（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 （*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。	加入日現在正常に勤務されており、満15歳以上かつ保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある富士フィルム(株)および富士フィルム(株)と資本関係および人事交流のある関連会社に在職する役員（執行役員・フェロー・顧問・参与を含みます。）・社員・嘱託員・傭人の方。 ただし、加入日前日において既に罹病（医師の診断による）または受傷している方は、加入できません。また、配偶者の方は加入できません。
	【退職後の継続加入について】 ●定年および会社都合による退職者にかぎり本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。 最高保障額は4,000万円です。 ●配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。最高保障額は1,000万円です。 ●子どもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。 ●本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。 ※P53の「退職後のお取り扱い」をご確認ください。	（ご注意） ①一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。 ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。 （同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。） ③配偶者・子どものみで加入することはできません。 ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。 ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。 ⑥本人が左記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要で。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、左記のとおり継続加入いただくことができます。
保険期間	●保険期間は2023年4月1日～2024年3月31日までです。 以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。	
この保険契約から脱退いただく場合	●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。 ●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。 ●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 ②加入資格を失われた日 ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日 ●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。） ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。 ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険（終身保険・養老保険）に加入できます。詳細は商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。	保険料払込期間中にご加入者（被保険者）が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要で。
受取人	●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。 ●配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。 ●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。	●年金（年金にかえての一時金を含む）、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。 ●遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。 （※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

	社員グループ保険	積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)
配当金	●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。	●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。 ●保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。 ●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。
	《保険料》 ●主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当社社員グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当社社員グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。	《拠出型企業年金保険》 ＜保険料＞ ●ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。 ※当積立年金保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立年金保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。 ※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立年金保険は旧契約に当たり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。 ①旧契約のみで控除額を計算 ②新契約のみで控除額を計算 ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。） ＜年金・一時金＞ 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取り扱いです。 ●年金 （公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額＝ (基本年金年額＋増加年金年額)－(基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}}$) ●脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金 一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額＝(一時金額－払込保険料累計額－50万円*)× $\frac{1}{2}$ *同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。 ●遺族一時金 相続税の課税対象です。 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
税務上のお取り扱い	《保険金》 ●死亡保険金 《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者・本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ●高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。 《年金》 ●年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額＝(年金年額＋年金開始後配当金)－必要経費※ ※必要経費＝ $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}} \times \text{年金年額(除配当金)}$	
	税務の取扱い等については、2022年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。	
制度運営および引受保険会社	当制度は富士フィルムホールディングス株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。 この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2022年8月1日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 引受保険会社 日本生命保険相互会社〔事務幹事〕 (48.14%) 大樹生命保険株式会社 (18.66%) 住友生命保険相互会社 (14.73%) 第一生命保険株式会社 (13.08%) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 (2.19%) 明治安田生命保険相互会社 (1.33%) SOMPOひまわり生命保険株式会社 (0.62%) 大同生命保険株式会社 (0.50%) メットライフ生命保険株式会社 (0.46%) 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 (0.13%) 富国生命保険相互会社 (0.08%) ソニー生命保険株式会社 (0.08%)	当制度は富士フィルムホールディングス株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。 この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2022年8月1日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 引受保険会社 日本生命保険相互会社 (79%)〔事務幹事〕 第一生命保険株式会社 (12%) 明治安田生命保険相互会社 (6%) 富国生命保険相互会社 (3%) なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

社員グループ保険
積立年金

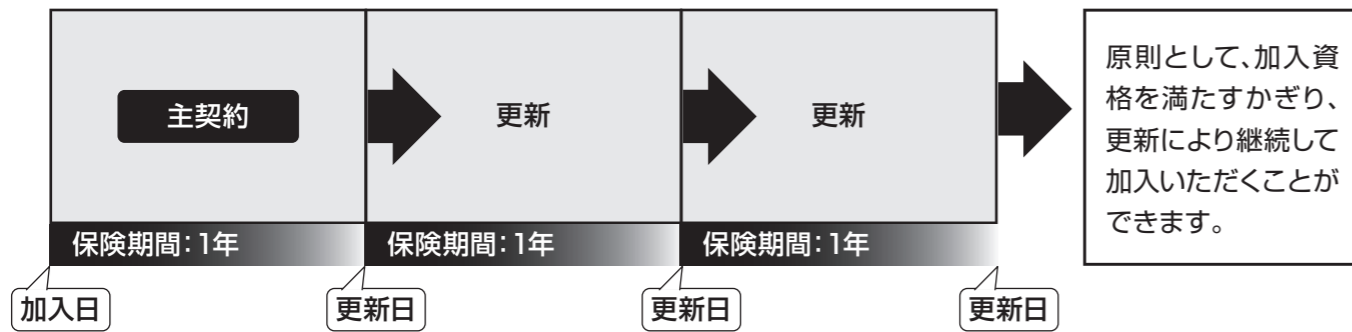
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者（被保険者）、その遺族を受取人とする保障が付保されています。対象は富士フィルム株式会社と富士フィルムビジネスエキスパート株式会社です。詳細は、別途ご案内します。

しくみ図（イメージ）



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、P41をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、P41をご確認ください。

受取人

- 詳細は、P41をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、P42をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、P42をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。ウェブお手続きの方は、インターネット(ウェブサイト)にて告知および申込み手続きをしてください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉
生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がおりのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。

こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

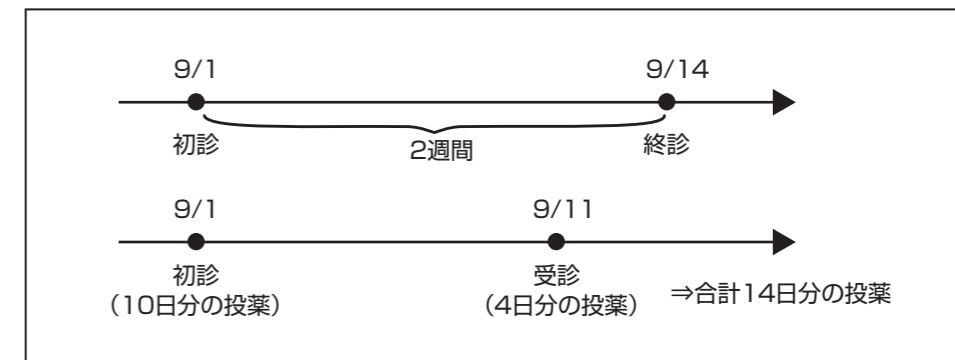
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を入力(記入)のうえ、お申込みください。
- お申込みいただく際には、加入勸奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◀質問事項▶

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

◀補足説明▶

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容とお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容をご記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(ご提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

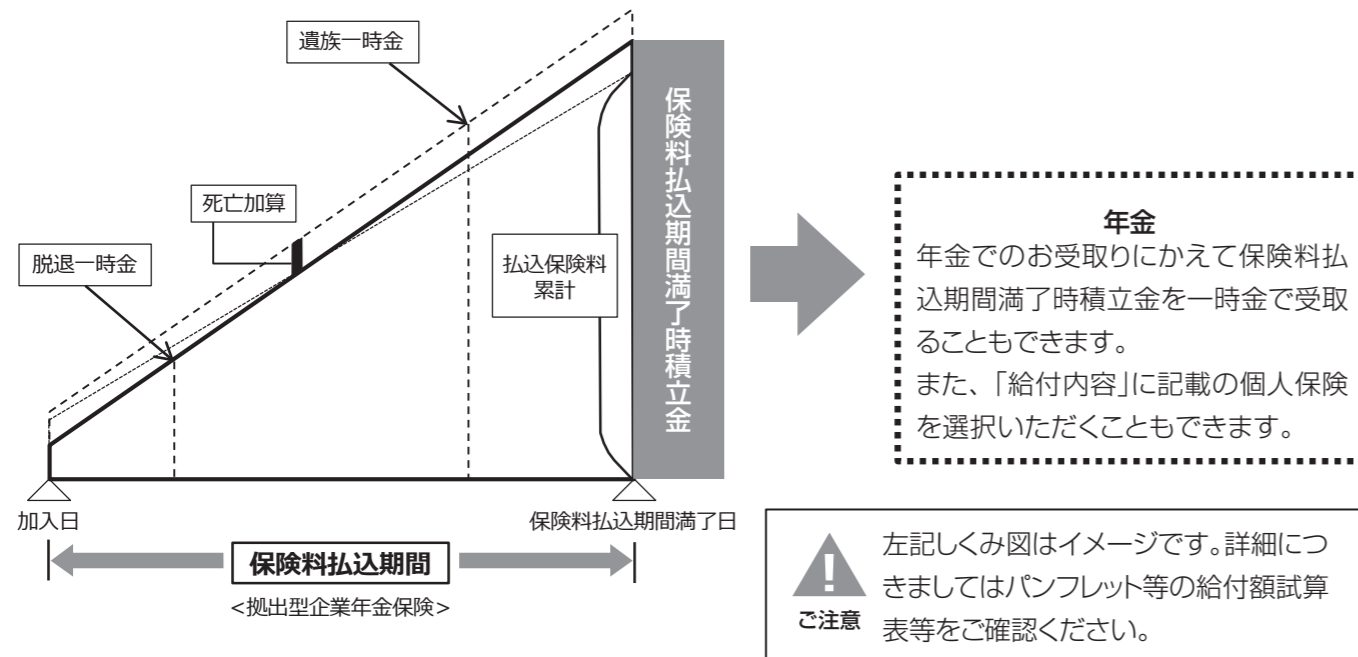
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

しくみ図(イメージ)



加入資格

- 詳細はP41をご確認ください。

保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。
10年確定年金、15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はP41をご確認ください。

配当金

- 詳細はP42をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

- 詳細はP42をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(*)となります。※所定の加入日(*)については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

●次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

- (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき**
 - その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
- (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき**
 - 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
- (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき**
 - 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
- (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき**
 - 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

●保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

●この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

●引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取る目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

●引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉
生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があらわれる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

積立
年金
保険

■退職後のお取扱い

	A 自己都合退職者	B 定年退職者	C 会社都合退職者	退職後保障	退職時手続き	備考
社員グループ保険 継続加入の可否	×	○	○	B:更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。 C:更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。	FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンター、または富士フィルムグループ各社保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	・退職後の最高保険金額は本人4,000万円、配偶者1,000万円までとなります。 「申込書兼告知書」で減額手続きをされない場合、退職後最初に迎える更新日より、本人は4,000万円、配偶者は1,000万円に自動的に減額され継続されます。 ・ごどもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。
	退職時に脱退。	更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。	更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続可。			
積立年金保険(旧名称) 積立式団体終身保険 継続加入の可否	×		×		FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンター、または富士フィルムグループ各社保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	・拠出型企業年金保険ご加入期間満了のご案内 ・異動通知兼給付金請求書 <退職後のお問合せ先> 日本生命保険相互会社
	退職時の積立金をもとに次の2コースから選択。 ただし、年齢50歳未満は一時金コースのみ。 1. 年金コース (いずれか1つを選択) 1) 10年確定年金 2) 15年保証期間付終身年金 2. 一時金コース		定年退職と同じ扱い。			

■注意事項

<社員グループ保険>

●「死亡保険金受取人指定書」について

新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人を複数人指定される場合、本人との続柄が「その他(9)」となる方を受取人にされる場合、また、すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。

インターネット(ウェブサイト)から出力し、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

●告知事項に該当する場合

「被保険者の告知書」をご記入のうえ、ご提出ください。

■ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

社員グループ 保険	<p><日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター</p> <p>● TEL 0120-563-925</p> <p>※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。</p> <p>●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)</p>
積立年金保険	<p><日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター</p> <p>● TEL 0120-563-924</p> <p>※お問合せの際には、記号証券番号(970-91543)をお知らせください。</p> <p>●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)</p>

個人情報の取扱いに関する富士フィルムホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

社員グループ保険・積立年金保険について

●この保険契約は、富士フィルムホールディングス株式会社(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

日本生命保険相互会社

給付金などの支払事由と支払限度などについて **重要** 入院保障保険(プライム60)

保障内容とお支払事由

		お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
主契約	入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…60日 通算…1,095日
		疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…60日 通算…1,095日
		ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…支払日数無制限 通算…支払日数無制限
特約	手術給付特約	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支払限度はありません*1
	手術補完給付特約	手術補完給付金	治療を直接の目的として、所定の手術または所定の放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けられたとき(ただし、手術給付特約の手術給付金が支払われる場合*2を除きます。)	手術補完給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×ご契約時に定めた給付倍率(5倍)	お支払限度はありません
	先進医療給付特約(12)	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*3が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*3と同額	1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円
約	生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉	先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	—
	退院後療養給付特約	生活習慣病入院給付金	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき	生活習慣病入院給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×入院日数	1入院……120日 通算……1,095日
	ガン化学療法・緩和療養給付特約	退院後療養給付金	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき	入院1回につき退院後療養給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×5	通算10回
特約	特約化学療法給付金	この特約の保険期間中に、所定のガンにより、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき	特約基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月	
	特約緩和療養給付金	この特約の保険期間中に、所定のガンにより次のいずれかに該当したとき ・所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき ・緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき	特約基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月	

- *1 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。
 - *2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金が支払われない場合を含みます。
 - *3 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。
- 給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因とした場合に限りです。

主契約について

- 災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。
 - ・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金はお支払いしません。
 - ・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
- 所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

手術給付特約について

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- 屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10倍

手術補完給付特約について

- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または放射線治療を受けられたときは、いずれか1つの手術または放射線治療についてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線治療を受けられたときは、手術または放射線治療いずれかについてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- 手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受けられた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。
- 所定の放射線治療を受けられ手術補完給付金が支払われる場合は、その施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- 手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお取扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差額をお支払いします。
- 手術給付特約を解約された場合、この特約も同時に解約となります。
- 所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限りです。(美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。)(対象外の手術) (1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)拔牙手術

先進医療給付特約(12)について

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。
- 先進医療の取り扱いが認められた保険医療機関で先進医療と同様の療養を受けても、当該医療機関の判断によりその療養が先進医療として実施されたものでない場合には、この特約のお支払いの対象とはなりません。
- 先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- 同一の「先進医療」において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉について

- 同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。
- 対象となる生活習慣病は、以下のとおりです。
 - <お支払いの対象となる生活習慣病>
 - (1)悪性新生物 (2)糖尿病 (3)心疾患 (4)高血圧性疾患 (5)脳血管疾患
- 生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、この特約は消滅します。

退院後療養給付特約について

- 2回以上入院され、退院後療養給付金のお支払事由に該当されても、次のいずれかの場合は1回の入院とみなし、退院後療養給付金は重複してお支払いしません。
 - ・同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合。
 - ・ガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、主契約の疾病入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取扱いします。
 - ・同一のガンを直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、主契約のガン入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院としてお取扱いします。
- 主契約の災害入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、主契約の疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、または退院後療養給付金のお支払回数が通算して10回に達したときは、この特約は消滅します。

ガン化学療法・緩和療養給付特約について

- 同一の月に特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払事由に該当する複数の入院または通院をされたときは、その月の最初の入院日または通院日にお支払事由に該当されたものとみなします。
 - 通院には、往診を含みます。
 - 特約化学療法給付金および特約緩和療養給付金のお支払いがお支払限度に達したときは、この特約は消滅します。
 - 告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたときは、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。
- ### 【特約化学療法給付金】
- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される、ガンの治療を目的とした入院または通院が、お支払いの対象となります。
 - 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて所定の抗がん剤の支給を受けた場合に限り、特約化学療法給付金をお支払いします。
- ※抗がん剤による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される抗がん剤が特約化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

【特約緩和療養給付金】

- お支払対象は、次のとおりです。
 - ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される、ガン性疼痛緩和を目的とした入院または通院
 - ・公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される、ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした入院
 - 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、処方せんにもとづいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限り、特約緩和療養給付金をお支払いします。
- ※疼痛緩和薬による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される疼痛緩和薬が特約緩和療養給付金のお支払対象となる疼痛緩和薬であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

- このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されており、死亡保険金がお支払いの対象外となります。そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。
 - この特約のみの解約はできません。
- ### 無事故割引特則について
- この特則において「無事故」とは、無事故判定期間中に、次のいずれにも該当する場合のことをいいます。
 - ・災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
 - ・疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
 - 保険料更改日は、ご契約日から起算して5年ごとの年単位の契約応当日となります。ご契約日または保険料更改日から起算して5年間を無事故判定期間といたします。
 - 5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契約の保険料を割引きます。
 - この特則の1回あたりの割引額は【契約時の主契約保険料×10%】となります。
 - この特則の割引回数とは、ご契約日から各保険料更改日までの間に無事故と判定された回数をいい、5回を限度とします。
 - 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。
 - 特約保険料はこの特則の適用対象になりません。
 - この特則のみの解約はできません。

保険料払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・ 責任開始期以後のケガ、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当されたとき
 - ・ 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
8. 10足指を失ったもの

自動更新について(ガン化学療法・緩和療養給付特約)

- この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- 更新後のこの特約の基本給付金額および保険期間は更新前と同一とします。
- 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。また、更新前のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後の保険期間を終身としてこの特約を更新します。この場合、更新後のこの特約の保険料払込期間は終身とします。

払いもどし金について

- この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険です。このご契約は主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。
- この保険の特約の払いもどし金はありません。

代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」[「ご契約のしおり・約款」]を必ずご覧ください。

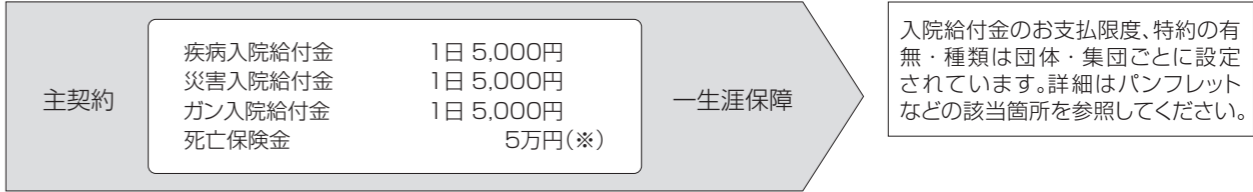
この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。
※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

契約概要

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

商品の仕組

保険商品の名称 入院保障保険(終身型 09)
特徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。
仕組図 【入院給付金日額 5,000円の場合】



ご契約

(※)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されている場合、死亡保険金はありません。

保険期間

保険期間は、終身です。

主なお支払事由とお支払限度

名 称	お支払事由	お支払額	お支払限度(※1)
疾病入院給付金(※2)	ガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60/180日 通算1,095日
災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60/180日 通算1,095日
ガン入院給付金(※2)	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません
死亡保険金(※3)	死亡されたとき	入院給付金日額×10	————

(※1)1入院のお支払限度の型は団体・集団ごとに設定されています。詳細はパンフレットなどの該当箇所にてご確認ください。

(※2)ガン入院給付金が支払われる場合、疾病入院給付金はありません。

(※3)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されている場合、死亡保険金はありません。

●ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、給付金・保険金のお支払いはいたしません。

●責任開始期前の疾病・ガンや不慮の事故を原因とする場合、給付金・保険金のお支払いはいたしません。

保険料払込免除について

被保険者がケガ、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。

引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円～15,000円の範囲とします。
※団体・集団ごとに口数・コースの設定を行っています。詳細はパンフレットなどの該当箇所にてご確認ください。

保険料について

保険料は団体取扱または集団扱月払とします。
保険料は団体・集団を通じて所定の方法により払込んでいただきます。詳細はパンフレットなどの該当箇所を参照してください。
団体・集団から脱退後、当該団体・集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

特約について

特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットなどの該当箇所を参照してください。

契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

解約と払いもどし金について

注意喚起情報の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

注意喚起情報

<p>「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。</p> <p>この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。</p>
--

■お申込みの撤回、ご契約の解除について(クーリング・オフ制度)

・ご契約の申込日または第1回保険料相当額(第1回保険料を含みます。)の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面・アクサ生命ホームページ*でのお申出により、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

*https://www.axa.co.jp/

ただし、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

<書面によるお申出の場合>

- 郵便により上記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛にお申出ください。
- 書面にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

●健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)

・被保険者やご契約者には保険金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良い方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

●告知受領権は生命保険会社が有しています。

・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、ご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできないことがあります。傷病歴がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。

●お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)

・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

・責任開始の日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

(ただし、「保険金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)

※なお、上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。)また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・ご契約日について

このご契約には団体取扱(第1種)特約または集団扱特約に「第1回保険料を団体(集団)から払い込む場合の特則」が付加されますので、お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額が給与より控除された日(または契約者指定口座から振り替えられた日)にお払込みがあったものとして、その日よりアクサ生命はご契約上の保障を開始します。ただしその日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は責任は開始されません。ご契約日は責任開始期の属する月の翌月1日とします。生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などのお支払いについて

・お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

・お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

■代理請求特約について

・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

・代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■保険金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
 - 給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合を対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。
 - ※「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常(症状)を自覚または認識した時点をいいます。
 - ※責任開始期から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した病気または発生したケガを原因とするものであっても、給付金などをお支払いします。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
 - 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - ご契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
 - 保険金などの免責事由に該当した場合(例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など)

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- お払込みの猶予期間は、
 - 月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで
 - 年払・半年払契約……払込期月の翌月初日の翌々月の月単位の契約応当日(契約応当日がない月の場合は、その月の末日)まで(ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。)
- 上記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います(ご契約の失効)。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。
- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

- この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)
- 保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限ります。)

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構　TEL：03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午　午後1時～午後5時」

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

■新たなご契約への乗り換えについて

～現在のご契約を解約・減額されることを前提に、新たなご契約のお申込みをご検討される方へ～

現在のご契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。

よって、**告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより上記のとおりご契約が解除・取消しとなることもあります**ので、ご留意くださいますようお願いいたします。

・新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL：0120-568-093(受付時間：月～金：9:00～18:00　土：9:00～17:00　日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。

アクサ生命お客様相談室

TEL：0120-030-775(受付時間：9:00～17:00　土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

重要事項説明書 入院保障保険(プライム60)

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■団体取扱・集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 団体取扱・集団扱でご契約になれるのは、当該団体・集団の所属員・構成員の方のみです。
 - ・団体・集団をご利用のご契約者が当該集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該団体・集団から脱退後に、当該団体・集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法(経路)に変更が必要となります。
 - ・他の払込方法(経路)に変更した場合、ご契約を継続することはできませんが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

入院保障保険(プライム60)：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型09)(60日型)

 <p>引受保険会社</p> <p>アクサ生命保険株式会社</p> <p>〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)</p> <p>www.axa.co.jp/</p>	<p>取扱募集代理店・お問合せ先</p> <p>富士フイルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター</p> <p>〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンプライトツイン TEL 03-6300-6745</p> <hr/> <p>お問合せ先</p> <p>アクサ生命保険株式会社 制度推進部</p> <p>【照会先】法人ビジネス業務部</p> <p>〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450</p>
---	--

Form No.0D4426(8.0) AXA-A1-2211-1571/9W2 2022.11.14

